

# 令和2年 第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月3日（火）午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）

報告第3号

証明願に対する証明事項の報告について

報告第4号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名

※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第3回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員数6名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。今年は例年になく穏やかな気候ですが、新型コロナウイルスの感染者が大分県でも発生した、との報道が先ほどなされました。

皆さんも体調管理にはくれぐれも気を付けていただきたいと思います。

また、その関係で市の行事の一部も中止や延期になるものもあろうかと思っております。

集落説明会も中止をする、とのことですので。

後ほど、事務局の方から説明があるかと思えます。

また、2月の総会で集落説明会の説明の際に少し触れましたが、3月に入りましたので、農業委員・最適化推進委員も新しく募集が始まっております。推薦・応募用紙は、事務局の方にあります。また、別府市のホームページからもダウンロード出来るようになっております。

それからお知らせですが、倫理規定をホームページにアップいたしましたので、皆さんご覧になってください。

それでは、ただ今より、令和2年第3回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まずはじめに、本日の議案について、事務局から説明をお願いします。

(局長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」が1件、

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、

- (1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、
- (2)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が1件、
- (3)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が3件、

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）」が1件

報告第3号「証明願に対する証明事項の報告について」

報告第4号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件、  
となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長、よろしく願いいたします。

(議 長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、2番 佐藤委員 3番 園田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」、

番号1

賃貸人 大分市の会社員の方

賃借人 東京都の株式会社 不動産開発業

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字南立石 田(荒地)

申請の土地から変更となっております。

2ページをご覧ください。

今回の申請の土地なんですが、1筆から7筆に増えました。それから施設の概要ですが、最初は「バイナリー発電試掘用地として」、でしたが、11月1日の変更からですね、噴気試験設備設置場として、という風に加わっております。令和2年2月

の総会で本転用申請があったものであります。別府市温泉発電等の地域共生を図る条例に基づく別府市長による承認を得ることを条件とし、先に記載した承認日と同日付で、農地法第5条第1項の規定による許可としたものです。承認に時間を要するため、一時転用の延長に伴う事業計画の変更申請を今回するものであります。

以上です。

(議長) 只今事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、2月の総会で審議した転用案件の承認までの一時転用であります。

地元の佐藤委員さんから何かあればお願いします。

(佐藤委員) このあいだ審議した通りです。

(事務局) はい、議長。

(議長) はい、どうぞ。

(事務局) ちなみにですね、令和2年3月の総会議案をご覧ください。

今回、議決証明の交付願いというのが出ましたので、業者さんから出ましたので、こういった感じで、議決証明ということで、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例に基づく別府市長による承認を得ることを条件とし、先に記載した承認日と同日付けで農地法第5条第1項の規定による許可とする、なお、速やかに承認が得られるよう最大限の努力をすること、また、承認までに期間を要するときは、一時転用の延長に伴う事業計画の変更申請をすること、ということで、議決証明を出しております。以上です。

(議 長) 議案第 1 号の許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(委 員) ありません。

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。  
議案第 1 号について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」は、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号「農業委員会規定第 9 条の規定による専決事項の報告について」、事務局より一括して説明を求めます。

(事務局) はい、ご説明させていただきます。3 ページをご覧ください。

報告第 1 号 「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」です。

(1)農地法第 3 条の 3 の規定による届

番号 1

権利を取得した者 別府市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道 畑（荒地）外 8 筆

登記年月日 令和元年 11 月 7 日 相続による登記

取得した権利 所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和2年2月4日

4ページをお開きください。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1

申請人 別府市の方

職業 大学職員

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石 畑(荒地)

施設の概要 専用住宅用地として(木造平屋建)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年2月18日

5ページです。

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

番号1

贈与人 別府市の無職の方 持分3分の1

受贈人 別府市の無職の方

区分 市街化区域

申請の土地 朝見2丁目 田(荒地)

施設の概要 作業機械置場として(現況のまま使用)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年1月30日

番号2

譲渡人 別府市の会社員の方

譲受人 別府市の特定非営利活動に係る事業所の代表の方

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東3丁目 田(畑)  
施設の概要 事務所付 共同住宅用地として(鉄筋コンクリート造 5階)  
転用の時期 届出受理後  
専決年月日 令和2年2月14日

番号3

譲渡人 別府市の不動産業の代表  
譲受人 別府市の株式会社 介護事業をされている代表  
区分 市街化区域  
申請の土地 大字鉄輪 田(荒地)他4筆  
施設の概要 駐車場用地として(砂利敷き)  
転用の時期 届出受理後  
専決年月日 令和2年2月20日

以上です。

(議長) 只今説明のありました、報告第1号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(星野委員) 一つ質問してよいでしょうか。

(議長) はい、どうぞ。

(星野委員) この3の3ですね、合同会社が株式会社に売買するということですが、この合同会社は農地が持てるんですか。

(事務局) はい、もともと転用により貸した地目を変えていなかったもので、届け出が出てきた、という事です。



(星野委員) はい、わかりました。

(議長) 他にありませんか。

(委員) なし

(議長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

報告第1号につきましては、報告事項でありますので、ご了承ください。

それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」事務局より説明を求めます。

(事務局) 7ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）」

番号1

賃借人 別府市の方

賃貸人 別府市の株式会社

申請の土地 大字東山 田（田）

理由 合意による解約

(議長) 只今説明がありました、報告第2号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

報告第2号につきましても、報告事項でありますので、ご了承ください。

それでは、次に報告第3号「証明願に対する証明事項の報告について」事務局より説明を求めます。

(事務局) はい、それでは8ページ、9ページをご覧ください。

「証明願に対する証明事項の報告について」、これは令和元年7月1日から令和元年12月31日までに、諸証明として5件の証明をしました。

次のページをご覧ください。「諸証明事項別処理状況」です。

非農地証明が4件、納税猶予証明が1件、小作地証明が1件、合計5件の証明をしております。以上です。

(議長) 只今説明のありました報告第3号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

報告第3号につきましても、報告事項でありますので、ご了承ください。

次に報告第4号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) 10ページをご覧ください。報告第4号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」

番号1

申請者 別府市の方

土地の所在 大字鶴見 他1筆

ここは市街化区域 第二種地底層住宅専用地域です。

利用目的 専用住宅

事務局の所見 申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。周辺に農地のある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処してください。排水等を水路に流す場合は水利関係者に承諾を得てください。以上です。

(議 長) 只今説明がありました報告第4号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

報告第4号につきましても、報告事項でありますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お疲れさまでした。

午後 2 時 58 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 \_\_\_\_\_ 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 3 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印